

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00018 沿革 (略) <u>平成 23 年 9 月 30 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 ~ 第 4 条 (略)</p> <p>(保険料の納付等)</p> <p>第 5 条 保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。</p> <p>2 保険契約者は、日本貿易保険から延滞金の請求を受けたときは、保険料請求書に従い延滞金を納付しなければならない。</p> <p>3 保険契約者は、<u>約款第 22 条第 6 項により日本貿易保険から保険料の返還を受けることを申請するときは、別紙様式第 3 による限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る申請書を本店等に提出しなければならない。</u></p> <p>第 6 条 ~ 第 24 条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 23 年 10 月 1 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00018 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ~ 第 4 条 (略)</p> <p>(保険料の納付等)</p> <p>第 5 条 保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。</p> <p>2 保険契約者は、日本貿易保険から延滞金の請求を受けたときは、保険料請求書に従い延滞金を納付しなければならない。</p> <p>3 <u>保険料返還の時期について、運用規程第 4 条第 3 項ただし書きにより日本貿易保険が認めるに際し、保険契約者は、別紙様式第 3 による誓約書を本店等に提出しなければならない。</u></p> <p>第 6 条 ~ 第 24 条 (略)</p>	

<p>別表 1</p> <p>1-1 ~ 2-3 (略)</p> <p>3 限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る<u>申請書</u> 1</p> <p>4 ~ 23 (略)</p> <p>別表2 ~ 3 (略)</p>	<p>別表 1</p> <p>1-1 ~ 2-3 (略)</p> <p>3 限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る<u>誓約書</u> 1</p> <p>4 ~ 23 (略)</p> <p>別表2 ~ 3 (略)</p>	
---	---	--